

## 資料1

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

( 答 申 骨 子 案)

令和6年（2024年） 月

京田辺市学校教育審議会

## はじめに

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から令和4年（2022年）2月15日に諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について答申するため、審議を行ってきた。

令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて審議会を6回開催し、短期的に解決すべき課題について検討したものをまとめ、令和5年（2023年）3月に教育委員会に中間答申した。

そして、中長期的に検討すべき課題について多角的な審議を進めるため、令和5年度（2023年度）に、地域の方や学校関係者から学校の現状や課題について意見をもらうことを目的に、地域別懇談会を市内3箇所で実施し、審議会を4回開催して議論を深めた。令和6年度（2024年度）には、児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、こども基本法に基づくこどもの意見表明の機会確保を目的に、小学生アンケート及び中学生ミーティングを実施し、審議会を●回開催して、これまで積み上げてきた議論を基に、改めて課題整理を行い、指針となる望ましい学校規模と対策について審議した。

これら様々な学校に関わる方々のご意見を踏まえて、審議を重ね、このたび、偏在の解消に向けた中長期的な対策について、答申を取りまとめた。

教育委員会が、この答申を基に、施策の具体化を行い、着実に取り組まれることを望む。

## 目 次

I	学校間の児童生徒数の偏在の現状.....	3
1.	児童生徒数の現状と見通し	
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	学校規模等の現状	
(3)	児童生徒数の見通し	
2.	児童生徒及び地域の方の意見	
(1)	児童生徒の意見	
(2)	地域の方の意見	
3.	現在の対策	
(1)	小学校	
(2)	中学校	
II	学校間の児童生徒数の偏在の課題.....	11
1.	各中学校区、大規模開発地域における課題	
(1)	大住中学校区	
(2)	田辺中学校区	
(3)	培良中学校区	
(4)	大規模開発地域	
2.	市全体からみた課題	
III	学校間の偏在の解消に向けた対策.....	14
1.	望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）	
2.	第1期（令和8年度～令和17年度）の対策	
(1)	学校選択制度の活用	
(2)	新しい大規模開発地域での通学区域の変更	
(3)	その他（学校の特色化の推進）	
3.	第2期（令和18年度～令和27年度）の対策	
	学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置	

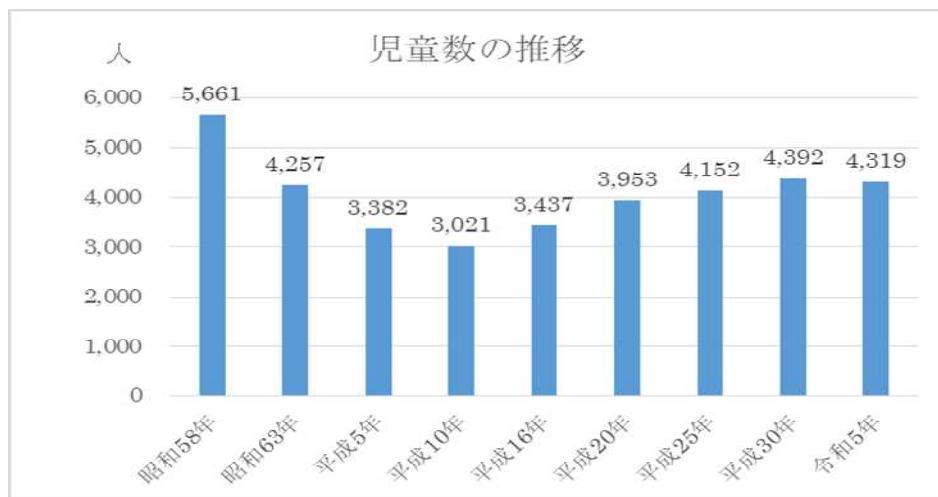
## I 学校間の児童生徒数の偏在の現状

### 1. 児童生徒数の現状と見通し

#### (1) 児童生徒数の推移

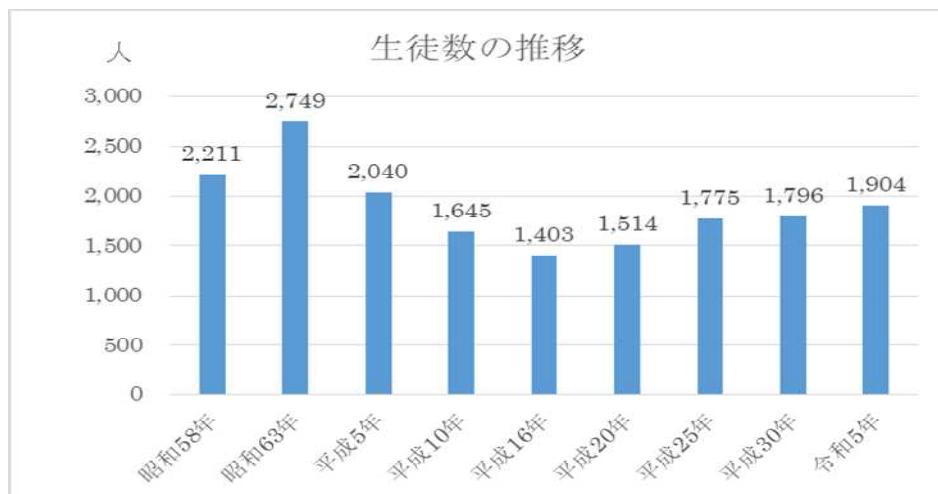
##### 【児童】

- 市立小学校の児童数は、昭和 58 年（1983 年）の 5,661 人をピークとして平成 10 年（1998 年）には約半数の 3,021 人まで減少した。
- 平成 10 年（1998 年）からは増加に転じたものの、平成 30 年（2018 年）頃を境に再び減少傾向にある。なお、令和 6 年（2024 年）は 4,323 人である。



##### 【生徒】

- 市立中学校の生徒数は、昭和 62 年（1987 年）の 2,804 人をピークとして平成 16 年（2004 年）には半数の 1,403 人まで減少した。
- 平成 16 年（2004 年）からは増加に転じ、現在も増加している。なお、令和 6 年（2024 年）は 2,004 人である。



## (2) 学校規模等の現状

### ①学校規模

京田辺市には、市立小学校9校、市立中学校3校がある。

学校規模については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条及び第79条において「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」とあり、参考とするべき標準的な規模が示されている。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」といった国の指針等においては、学級数からみる学校規模の分類が示されており、令和6年（2024年）5月1日時点の市立小中学校の学級数をこれらの分類に当てはめた場合、次のとおりとなる。

学校規模		小学校	中学校
過小規模	5学級以下		
小規模	6学級から 11学級まで	普賢寺小学校（田・一部は生） 大住小学校（大） 田辺東小学校（培）	培良中学校
	（標準） 12学級から 18学級まで	草内小学校（培） 桃園小学校（大）	
適正規模	19学級から 24学級まで	松井ヶ丘小学校（大） 薪小学校（田・一部は大） 田辺小学校（田）	大住中学校
大規模	25学級から 30学級まで		田辺中学校
過大規模	31学級以上	三山木小学校（田）	

※京都式少人数教育を導入している場合を含む。

※当該分類にあたり特別支援学級は含まない。

※各小学校の後の括弧は、校区指定の中学校を示している。((田)：田辺中学校、(大)：大住中学校、(培)：培良中学校、(生)：生駒北小中学校)

### ②学級編制

1学級当たり学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定により、小学校は35人（35人学級は令和3年度からの段階的導入）、中学校は40人である。

また、具体には、学級編制及び教職員定数は、京都府教育委員会の標準による。

京都府では「京都式少人数教育」を導入しており、独自措置で教員配置の拡充を行い、小学校においては30人程度（30～35人）の学級編制が可能となる配置をしている。各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し、「少人数授業」、「チームティーチング」、「少人数学級」「専科教員配置」を選択できる。

### ③通学区域

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条の規定では、通学距離は小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内が適正とされており、京田辺市ではこの基準を満たしている。

なお、京田辺市では、学校選択制度を導入したことに伴い、通学費補助を充実させている。

#### 【現行の通学支援】

##### ■京田辺市通学費補助金

保護者の負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、遠距離通学に要する経費の一部を補助している。

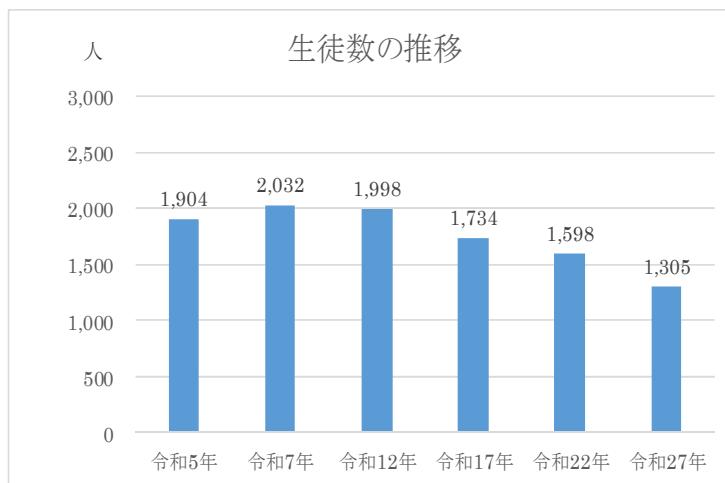
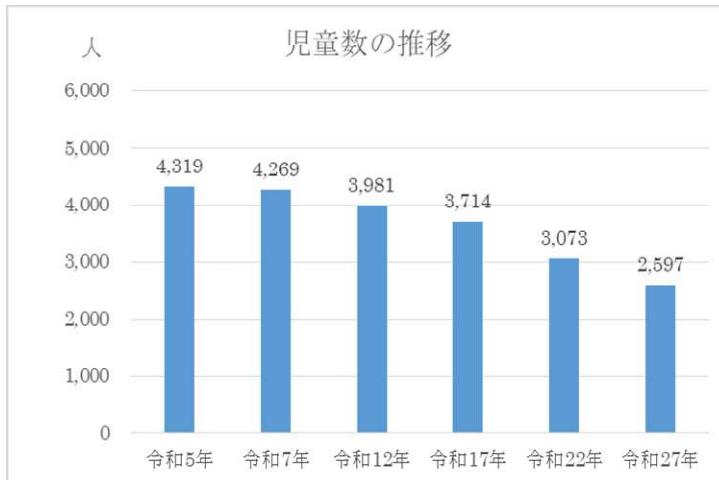
##### ■普賢寺小学校児童送迎車両の運行

天王、打田、高船地区から普賢寺小学校へ通学する児童を対象に送迎車両（無料）を運行している。

### （3）児童生徒数の見通し

市全体の人口推計（令和4年度時点）から見た場合、当面は「（1）児童生徒数の推移」でみた傾向が継続する見込みであり、児童数は減少し、生徒数は増加することになる。ただし、令和12年（2030年）頃から生徒数も減少に転じる。その後は、全ての市立小中学校において児童生徒数が減少し、令和27年（2045年）には、現在の人数からすると6割程度にまで減少することになる見込みである。

また、各中学校区における特徴としては、次のとおりである。



### 【大住中学校区】

全ての小学校及び中学校において児童生徒数は減少する。特に大住小学校（令和6年度：193人）は、減少が止まらず、令和27年（2045年）頃には100人程度になる見込みである。また、松井ヶ丘小学校（令和6年度：595人）は、山手南地域及び山手西地域での住宅開発により、令和7年（2025年）頃から増加傾向に入るが、これまでの最大児童数を超えることはなく、令和15年（2033年）頃には720人ほどで止まり、また減少に転じることになる。

### 【田辺中学校区】

同志社山手をはじめとする南部地域での住宅開発により、三山木小学校（令和6年度：1,191人）は児童数が急増しているが、令和8年（2026年）頃をピークに徐々に減少し始める。学校規模としては、令和17年（2035年）頃まで過大規模校が継続し、令和25年（2043年）頃まで大規模校が継続する。田辺中学校も令和12年（2030年）頃まで増加し、その後徐々に減少し始めるが、令和19年（2037年）頃までは大規模校が継続する。

普賢寺小学校は、指定校区の児童数はずっと減少しているが、小規模特認校制度の導入により、当面、複式学級とはならない児童数を保てる見込みである。

#### 【培良中学校区】

全ての小中学校で児童生徒数は減少する。草内小学校は令和22年（2040年）頃には小規模校となる可能性が高い。田辺東小学校も減少が進み、令和20年（2038年）頃には1学級児童数に1桁となるところが生じ、令和27年（2045年）頃には複式学級の可能性もある。そして、培良中学校も減少が止まらず、令和9年（2027年）頃からは、全学年で2学級が継続していくようになる。

※学校選択制度の導入は令和6年度からであり、令和4年度時点の人口推計には反映していない。

## 2. 児童生徒及び地域の方の意見

### （1）児童生徒の意見

児童生徒の状況やニーズをより的確に把握すること、また、令和5年（2023年）に施行されたこども基本法に基づくこどもの意見表明の機会を確保することを目的に、令和6年（2024年）に小学生にアンケート調査を、中学生に審議会委員が直接意見を聴くミーティングを実施した。その上で、学校に通う当事者である児童生徒の意見を次のとおり整理した。

#### 【総括】

児童生徒らは、自校と他校とを比較する機会がないため、偏在に係る問題意識はほとんど見受けられなかつたが、寄せられた意見からは、大規模校においては、大人数なりの良さはあるものの問題が生じていることがわかつた。また、小規模校においては、その良さが多く挙げられていた。

児童らに学校は楽しいか、学校行事やクラブ活動等は楽しめているかを聴いたところ、学校の規模にかかわらず、ほとんどが楽しいとの回答が目立つた。

生徒らは、学校をより良くするためのアイデアをたくさん持つており、それらを発言する場・コミュニケーションを取る手段や機会が少ないと感じている。

総じて、明るくみんなが仲の良い学校となってほしいことや他の学年や他の学校ともっと交流を持ちたいとの意見があつた。

#### 【大住中学校の意見まとめ】

- ・学校生活において理想的な人数であり、良さの意見が多かつた。

(良さ)

教員と生徒の距離が近く、生徒同士の関係性も良好であることや数学は少人数制であること。また、部活動が活発であること等が挙げられた。

- ・学校全体の行事を開催するなどして、異学年同士の縦のつながりをつくりたいと考えている。

#### 【田辺中学校の意見まとめ】

- ・生徒数が多いという良さ、困っていることは学校生活を通して感じている。

(良さ)

人数が多いため、行事をすると迫力があり、楽しいこと。また色々な人と友達になれること等が挙げられ、良すぎて今のままでいいとの意見があった。

(困っていること)

移動に時間がかかることや委員会活動や部活動も集約に時間がかかること、異学年の交流は難しく、施設も利用に制約があること等が挙げられていた。

- ・現状の学校生活が総じて楽しくより良くするためににはどうすれば良いのかのアイデアをたくさん持っている。

#### 【培良中学校の意見まとめ】

- ・小規模校というイメージを感じさせないほど、学校生活で困っていることよりも良さの部分の意見が多かった。

(良さ)

他学年との壁がなく、行事も全学年で頑張れること。委員会活動や部活動では一人一人に役割や活躍の場があり、意見が言いやすいこと等が挙げられていた。

- ・他校と交流する機会をつくり、また交流の場で学校の特徴をアピールしたいと考えている。
- ・与えられた環境の中で、より良い学校生活を送るためのアイデアをたくさん持っている。

#### 【児童のアンケートまとめ】

- ・学校の規模にかかわらず、楽しいとの意見がほとんどであった。
- ・児童の多い学校では、グラウンドなどがせまいとの回答が多かった。また、学年全員の名前を知らないという回答も多かった。
- ・地域の子ども会への加入は5割強が入っていないとの認識であったが、地域の行事には7割弱が参加しているとのことであった。

## （2）地域の方の意見

偏在問題に取り組むに当たり、より多角的な審議を進めることができるよう、市内小中学校の現状と課題を把握するため、令和5年度に「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」を市内3箇所（各中学校区で1箇所）で実施した。

総じて、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対して再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があることを実感することとなった。

なお、中学校区の意見のまとめは次のとおりである。

### 【大住中学校区】

- ・100年を超えた歴史を抱える学校もあり、校区再編となると難しい。
- ・小規模校はPTA活動等学校運営面で負担もあるが、学習生活面では利点も多い。普賢寺小学校や培良中学校のように特色を生かした取組を進めてはどうか。
- ・通学区域を維持しながらも、市内全域又は中学校区内で選択制度を導入するのはどうか。
- ・即効性があるのはやはり校区再編。過去に分離新設した学校であれば元に戻せば良いのではないか。

### 【田辺中学校区】

- ・過大規模校では学習面での課題に加え、安全面でも問題があり、早急な解決が必要。
- ・新設校・小中一貫校・低学年分校についてもしっかりと検討すべき。
- ・校区選択制を採用するならば併せてスクールバスも検討すべき。加えて、選択先の学校には留守家庭児童会が併設されているのが条件。
- ・小規模校の子どもたちが進学した学校で戸惑うことがないようにできないか。
- ・各学校の成り立ち・立地から校区再編に対する地元の根強い抵抗感はある。
- ・校区変更で影響を受ける保護者は納得できないという意見が多数ある。

### 【培良中学校区】

- ・小規模校は教師と子どもたちの距離感が近く、良い面もあるのでそのあたりは大切にした取組を進めてもらいたい。
- ・公立校で差別化するのは公平性に欠く。長期を見越した校区再編を検討すべき。
- ・部活動の面等から小規模校の子どもたちにも学校を選択するということができれば良い。

- ・偏在と特色化の議論は同時進行が難しいのではないか。
- ・小規模化のさらなる進行を食い止める施策を早急に検討すべき。地元の人間として廃校というのを避けたい。
- ・小規模校を抱える校区として、他校区からの受入れについて拒むことはない。

### 3. 現在の対策

#### (1) 小学校

普賢寺小学校においては、平成19年度（2007年）から市内の全ての校区から通学が可能となる小規模特認校制度を導入している。

特色としては、少人数クラスでの授業であり、令和6年（2024年）4月1日時点では、本来校区以外の児童数が本来校区の児童数を超えるほどの入学者がいる状況である。

#### (2) 中学校

令和5年（2023年）3月に審議会が行った中間答申を基に、教育委員会において、田辺中学校では教育環境の整備を行うとともに、培良中学校では、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校 わくわくどきどきがとまらない学校～個が輝く・個が高まる～」をコンセプトにした特色化事業を計画され、同校に魅力を感じる生徒が指定校区域以外からも通学できるよう令和6年度（2024年度）から学校選択制度を導入されている。

特色化事業は、きめ細かな指導や体験を通した協働的な活動の実施、外国語教育の推進等を行っており、令和6年度（2024年度）当初は25名の生徒が転入学している。

## II 学校間の児童生徒数の偏在の課題

### 1. 各中学校区、大規模開発地域における課題

令和5年（2023年）に実施した「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」を通して保護者や区・自治会代表の方々、学校関係者から直接意見を伺い、令和6年（2024年）に実施した小学生アンケート及び中学生ミーティングを通して児童生徒らから率直な意見や課題を聴き、市立小中学校の成り立ちや現状を把握するとともに、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

#### （1）大住中学校区

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するに当たっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このような中、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。

また、小規模校における子どもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

#### （2）田辺中学校区

生徒らは、大規模校の良さをはつきりと認識しており、肯定的な意見も多いが、校内の移動や意見集約に時間を要すること、異学年の交流は難しく学校全体での行事はできないこと、グラウンド等の施設利用にあたり制約があることを感じていることが分かった。既に田辺中学校で学校施設の整備等の対応は行っているものの、今後も生徒数は増加が見込まれることから、さらなる対策が求められる。

また、三山木小学校においても大規模校としての問題は児童アンケート等からも意見として挙がっており、迅速な対応が必要となる。

ただし、各学校の成り立ち・立地から、地域の方の現校区に対する強い思いが認められることから、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

### （3） 培良中学校区

審議会の中間答申を受けて、教育委員会において令和6年度から培良中学校へ学校選択制度が導入され、一定の成果があったと考える。また、生徒たちは小規模校の良さを実感しており、問題と感じている部分は少ないと言える。しかし、今後も、本来校区からの生徒数は減少する見込みであり、小規模校の良いところを維持しながら、魅力を高めるための特色化事業をさらに展開させる必要がある。

また、田辺東小学校は、現在1学年1学級であるが、児童数の減少が進むことで小規模校としての問題が顕在化していくと考えられる。

### （4） 大規模開発地域

田辺中央北地区において約16.2haの大規模開発が進められているが、これまで田畠のみであったところに、新たに住宅建設が始まるということは、非常に大きな影響がある。

当該地域は、田辺小学校区・田辺中学校区になる。田辺小学校は、標準より大きい規模であり、校区内の住宅開発が継続してあることから児童数は今後も横ばいで推移する。また、田辺中学校は大規模校であり、生徒数は同志社山手地区の開発により急増しており、今後も増加傾向にある。新たな住宅建設は偏在問題を助長させ、教育環境の悪化につながることが見込まれるため、早急な対策が必要である。

## 2. 市全体からみた課題

現在、学校間の児童生徒数の偏在による問題は生じており、こどもたちからの意見聴取においても確認することができた。審議会としては早急に対応すべき事項について中間答申を行い、教育委員会においては一定の対策が進められている。しかし、今後の児童生徒数の見通しからすると、さらなる対策が求められる状況であると考える。

長期的には、京田辺市においても少子化が進行する。全ての学校で児童生徒数が減少することが見込まれることから、各校の良さを維持しつつ、地域コミュニティにおける役割も考慮しながら、一定の学校規模を確保し続けることが、児童生徒の良好な教育環境には必要である。

また、こどもたち自身も学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、それらを魅力ある学校づくりに向けて生かしていく必要がある。

以上、京田辺市立学校の現状と課題について整理し、それらを踏まえた望ましい対策について示したい。

対策を考えるに当たり、児童生徒数の見通しが大変重要であり、市全体で捉えたときに、およそこれからの10年間は、児童生徒数が減少する学校と、一方で増加する学校が混在する時期が続くことが見込まれている。そして、その後の10年間は、全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎えることになる。

これらの変化に合わせて、対策も変化させる必要があることから、第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））と第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））に分けて検討し、それぞれに応じた中長期的な対策の答申を行う。

### III 学校間の偏在の解消に向けた対策

京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、そして基本方針の一人一人が輝く京田辺っ子を育成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境が必要である。

発達段階や個に応じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得させることはもちろんのこと、豊かな情操や道徳心を培い、心身ともに健康で、共に生きていく資質やコミュニケーション能力を育て、社会性を身につけさせるには、集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することが望ましく、そうした教育環境を確保するには、一定規模の学校が必要である。

中間答申においては、短期的に解決すべき課題として、田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少を挙げ、教育委員会において施設整備や学校選択制度の導入といった対応がなされているが、児童生徒数の見通しからは、さらなる対策が必要である。

審議会としては、中長期的な対策を考える上で、次の視点を基に、これから京田辺市立学校の指針となる望ましい学校規模、通学区域について示すとともに、学校間の偏在の解消に向けた対策について第1期と第2期に分けて検討した。

#### 【対策を考える上での視点】

##### ○児童生徒にとってより良い教育環境の提供

児童生徒にとって、より良い教育環境の提供を行えるよう、望ましい学習環境、集団活動が行える学校規模の適正化に努めること。

##### ○中長期的な視点

将来にわたって、より良い教育環境を安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立つこと。

##### ○学校と地域との関わり

学校と地域はお互いに関わり合い、地域コミュニティの核とされてきた歴史的経緯を尊重し、これからも学校と地域はつながりあるものとして、十分に配慮すること。

## 1. 望ましい学校規模、通学区域（小学校、中学校）

### ①学校規模

#### 【審議会の示す望ましい学校規模】

- ・市立小学校は、12学級以上24学級以下とする。  
ただし、許容する学校規模は6学級以上30学級以下とする。
- ・市立中学校は、12学級以上24学級以下とする。  
ただし、許容する学校規模は9学級以上30学級以下とする。

審議会としては、まず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に示される標準規模や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）で示される適正規模、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」の学校規模の定義等を参考にした。その上で、次の点から、京田辺市の望ましい学校規模を示すものとする。

- ・多様な出会いができる、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うこと。

ただし、現在の児童生徒数、学校運営の状況、地理的要因等から、やむを得ず、許容する学校規模についても示すものとする。

市立小学校は、6学級以上30学級以下とする。これは、児童、教職員とともに影響が大きい複式学級となることは望ましくなく、避けるべきとの考え方であり、また、施設の状況にもよるが、大規模校を超えると課題で挙げられたようにその弊害が非常に大きなものとなると考えるからである。

市立中学校は、9学級以上30学級以下とする。これは、クラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成もでき、教科担任による学習指導を行える十分な体制が整えられるのが9学級以上の中学校であり、学習面や生活面において小学校から変化する中で、十分な体制を持って対応する必要があると考えるからである。また、大規模校については、小学校と同じ理由であり、弊害が非常に大きなものとなるおそれがある。

なお、これらの学校について、長期的には望ましい学校規模となるように対応しなければならない。

## ②通学区域

### 【審議会の示す望ましい通学区域】

- ・通学距離としては、小学校4km以内、中学校6km以内が望ましい。  
ただし、上記距離を超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間は1時間を超えないようにする。  
また、地域とのつながりに十分に配慮したものとしなければならない。

審議会としては、通学距離に関しては、まずは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）を参考にした。国基準は、小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内とあり、これは平成20年（2008年）の文部科学省の「通学制限にかかる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」において当該距離までであれば、児童生徒のストレスが大幅に増加することは認められなかつたとのことである。そして、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」によれば、全国的に学校の適正配置が進んでおり、通学距離が超過する学校も増加していることから、その場合は児童生徒らの心身への影響及び家庭生活での時間を考慮すれば、通学時間を1時間以内とするようにしている。

市立小中学校の現状を見ると、学校を中心とした校区外周までの距離を見た場合に、遠いものでは小学校はおおむね4km、中学校はおおむね6kmである。なお、南部地域においてはスクールバスによる対応を行っている。審議会が行った児童へのアンケート調査は、通学路の安全性の向上について意見はあったものの通学距離、時間に関するものはなく、大半の児童の通学時間は30分以内であった。

通学距離、時間に関する児童生徒への負担、また小中学校の現状等を総合的に検討した結果、国が示す基準が京田辺市においても望ましい通学距離、時間であると考える。

ただし、通学区域として考えた場合、もう一つの重要な点に地域とのつながりがある。道路や河川等の地理的状況、地域が形成されてきた歴史的経緯、地域住民の方の思いを考慮すれば、教育委員会が説明もなしに一方的に設定できるものではない。児童生徒の偏在を解消し、今後の良好な教育環境の確保のために通学区域の変更が必要な場合は、地域へ十分な説明を行うとともに、理解を得て、配慮した形で進めなければいけないものと考える。

## 2. 第1期（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））の対策

児童生徒の偏在解消に効果的な方法として、学校の統廃合を含めた再配置が挙げられるが、これは在籍している児童生徒への影響が大きく、保護者をはじめ地域住民等の関係者への十分な説明と理解が必要であり、急に行なうことは困難である。また、通学区域の変更についても、児童生徒への影響は大きく、地域と学校との関わりを配慮すれば容易ではない。

その点、学校選択制度は、既に導入実績があり、一定の成果が出ている。児童生徒は自分の個性により合致した学校を選択することができるようになり、選択肢が増えるものである。「これからの中立小中学校を語る地域別懇談会」でも受け入れやすいとの意見があり、他校区への導入は実現可能性が高いと言える。

また、新しい大規模開発地域については、住宅建設に伴って現学校への影響が大きいと見込まれる場合、今後の良好な教育環境を確保するためにも、通学区域の変更によりその影響を解消すべきである。

そして、児童生徒は、学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、対話を重ねて引き出し、魅力ある学校につなげることが大事である。

### （1）学校選択制度の活用

大規模校については、大規模校としての良さはあるものの、問題が生じていることから、その解消を図る必要がある。学校選択制度は、教育委員会が指定している学校に行くか、大規模ではない別の学校に行くかを児童又は生徒及び保護者が選択できるものであり、特色化事業と合わせることで児童生徒の偏在を解消するための対策となるものである。そして、制度導入の際は、積極的に小規模校の対策と合わせて実施することが望ましい。

なお、当該制度は、通学距離が長くなるという問題が生じるおそれがあり、望ましい通学距離を超過する場合は通学時間の基準を満たせるよう、保護者の経済的な負担を緩和した形で、自転車を用いた通学やスクールバスの運行等を含めて多様な通学手段を検討して提供するなど、支援が必要であると考える。

また、学校選択制度を活用していくにあたり、留意すべき点があり、小学校及び中学校は義務教育であって、子どもたちの教育の機会均等を保障し、一定の教育水準を確保することが京田辺市の責務であると言え、安定した学校運営を第一に考えておくことである。必要に応じて定員を設定したり、地域との結びつきが過度に希薄化するがないように配慮し、必要に応じて見直ししなければならない。

### 例示

- (過) 大規模校から小規模校へ通える学校選択制度を導入
- 距離を超過する場合、スクールバス等の支援策を提供

### (2) 新しい大規模開発地域での通学区域の変更

新しい大規模開発地域において、住宅建設により児童生徒数の増加が見込まれることで、現学校の運営に支障が生じるおそれがある場合、今後の良好な教育環境を確保するために、適切な通学区域に変更すべきである。なお、変更にあたっては、区域が広がることになる学校が将来にわたって大規模校とならないかを見定めた上で、できるかぎり近隣で望ましい通学距離となるよう検討すること。

また、通学区域の変更については、十分に周知すること。

### 例示

- ・新たな大規模開発地域の通学区域の変更（大規模校又は将来大規模校になることが見込まれる学校→小規模校）

### (3) その他（学校の特色化の推進）

児童生徒たちは、日々学校に通い、学校のことをよく知っており、より良くするためのアイデアを持っていることから、魅力ある学校に向けてそれらを引き出すための対話を、引き継ぎ行うことが大事であり、それらが、各校の特色ある取り組みにつながると考える。

そして、学校を取り巻く保護者、地域とも意見交換を行う等の連携を深められるための取り組みも進める必要がある。このとき、できるだけ学校に関わるような工夫が必要である。

また、地理的要因等から小規模校が続く場合については、小規模校の良さを生かして、異学年集団での共同学習や体験学習を計画的に実施するとともに、周辺の学校等とも連携して合同行事等に取り組むことが望ましい。

### 例示

- ・各学校で一人一人が輝く魅力ある学校に向けた特色ある取り組みの推進
- ・オンラインツールを活用した交流、情報交換
- ・小規模校は他の学校と連携し、交流事業や合同行事を行い、多様な児童生徒とのふれあう機会を創出

### 3. 第2期（令和18年度（2036年度）～令和27年度（2045年度））の対策

第1期の対策を行うことで児童生徒数の偏在の問題を緩和することはできると考えるが、その解消については、統廃合を含めた再配置が必要である。京田辺市は今も人口が増加しており、再配置を進めている他都市とは異なる状況にあるが、第2期では全ての学校において児童生徒数が減少する時期を迎ることになり、将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、避けることはできない対策と言える。なお、たびたび指摘しているが、学校の歴史的経緯を尊重し、地域とは十分な配慮を持って進めていかなければならない。

#### ○学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置

将来にわたって良好な教育環境を提供するためには、一定規模の学校を確保する必要がある。

児童生徒数の減少が進むということは、小規模校は小規模校のまま長く継続し、またその学級内においても小人数化が進むということになり、クラス替え等も行えず、好ましくない。また、大規模校も見通しでは、第2期の中頃まで継続する見込みである。第1期の対策を行うことで、緩和することはできるが、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためには、学校の統廃合を含めた再配置を行うことが望ましいと考える。

なお、再配置に当たっては、児童生徒数の見通しを注視しながら、次の点に留意し、十分に検討した上で、進めなければならない。

- ・頻繁に見直しを行うことは児童生徒、保護者、地域へ影響が大きく、好ましくないことから、長期的な見通しを持つこと。
- ・できるかぎり望ましい通学距離となるようにし、超過する場合でも通学時間の基準は満たし、保護者の経済的な負担等を軽減し、通学支援を合わせて行うこと。
- ・より良い教育環境の確保に向けて、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置を含めた検討を行うこと。
- ・計画的な学校施設の整備と併せて行うこと。
- ・通学路の安全をハード面、ソフト面の両方から対策し、確保すること。
- ・地理的状況から統廃合や通学区域の変更などを行えない場合は、存続を前提として対策を考えること。
- ・保護者をはじめ、地域住民等の関係者へは十分な説明を行い、将来ビジョンを共有すること。

- ・学校の歴史的経緯を尊重するとともに、地域がこどもを育てる、地域からの学びといった部分が教育活動を充実させてきた点を考慮し、地域との結びつきを促進し、協力を得られるようなコミュニティスクールの導入等の取り組みを行うこと。
- ・統廃合後の児童生徒の影響を考え、一定期間、従来からの教職員を配置したり、スクールカウンセラー等を加配配置したりするなどの配慮を行うこと。

#### 参考資料

資料1 諮問書

資料2 京田辺市学校教育審議会の開催経過

資料3 京田辺市学校教育審議会委員名簿

資料4 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について(中間答申)